

# 香川県報



第 65 号

平成 15 年

8月19日(火曜日)

## 目次

### 告示

公有水面埋立承認の申請（二件）  
臨港地区内における分区の指定

（土木監理課）  
（港湾課）

### 公告

土地改良事業計画変更の同意（二件）  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良区の役員の就退任の届出  
採石業務管理者試験の実施

（土地改良課）  
（ ” ” ）  
（ ” ” ）  
（土木監理課）

### 警察本部公告

落札者等の公示

### 監査委員公表

監査結果に基づく措置の公表

五

## 告示

香川県告示四百七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立承認の申請があった。

その関係図書は、香川県土木部土木監理課及び香川県善通寺土木事務所総務課において平成十五年八月十九日から同年九月九日まで公衆の縦覧に供する。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真鍋武紀

### 一 申請年月日

平成十五年五月二十八日

### 二 承認申請人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

国土交通省四国地方整備局

高松市福岡町四丁目二六番三二号

国土交通省四国地方整備局長 南部 隆秋

### 三 埋立区域

#### 1 位置

仲多度郡多度津町大字葛原字永井八八番公有水面（通称新池）の一部

#### 2 区域

別図のとおり

#### 3 面積

五四・五 平方メートル

### 四 埋立てに関する工事の施行区域

#### 1 位置

仲多度郡多度津町大字葛原字永井八八番公有水面（通称新池）の一部

#### 2 区域

別図のとおり

#### 3 面積

一七四・五 平方メートル

### 五 埋立地の用途

道路用地

（「別図」は、省略する。）

香川県告示四百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立承認の申請があった。

その関係図書は、香川県土木部土木監理課及び香川県坂出土木事務所総務課において平成十五年八月十九日から同年九月九日まで公衆の縦覧に供する。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請年月日

平成十五年一月十四日

二 承認申請人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

国土交通省四国地方整備局

高松市福岡町四丁目二六番三三号

国土交通省四国地方整備局長 南部 隆秋

三 埋立区域

1 位置

綾歌郡綾歌町栗熊西一八六 番地先公有水面(通称忠次郎池)の一部

2 区域

別図のとおり

3 面積

三三九・三三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

綾歌郡綾歌町栗熊西一八六 番地先公有水面(通称忠次郎池)の一部

2 区域

別図のとおり

3 面積

八一九・七三平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地

(「別図」は、省略する。)

香川県告示第四百七十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、詫間港の臨港地区内において分区を指定したので、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 分区名及び分区の指定に係る土地の区域

1 分区名

商港区

2 分区の指定に係る土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部港湾課

公 告

香川県公告第五百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業(かんがい排水事業農道整備事業(基盤整備促進事業)光元地区)計画を変更することについて平成十五年七月九日同意した。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業(区画整理事業(基盤整備促進事業)光元地区)計画を変更することについて平成十五年七月九日同意した。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、善通寺市土地改良区の定款の変更を平成十五年七月十一日認可した。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県公告第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、普通寺  
市土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	宮下 裕	普通寺市与北町二七九七番地一	平成一五、五、一八
	吉田 勝	稲木町六九五番地の二	"
	小林 義一	大麻町六五二番地の二	"
	谷口 英夫	二二〇六番地の二	"
	入江 正一	生野町二二〇番地	"
	萩原 忠義	二九〇二番地の三	"
	井上 隆	上吉田町四〇番地	"
	立石 泰夫	下吉田町一九七番地	"
	安井 久雄	普通寺町一五四三番地	"
	杉崎 清春	一八〇三番地	"
	藤田 松雄	四〇六二番地	"
	伊達 節夫	与北町六一一番地	"
	川辺 新市	二五〇九番地の二	"
	山下 隆光	三一一二番地二	"
	大西 悟	木徳町五二七番地	"
	田所 弘	原田町五一五番地二	"
	小川 賢矩	一八四七番地一	"
	川田 渡	金蔵寺町四五〇番地一	"

	横田 竹光	一一五四番地の六	"
	宮川 茂計	中村町二九九番地の二	"
	大西 忠義	一七五一番地	"
	香川 邦雄	弘田町一五一番地	"
	大西 史万	九二八番地の二	"
	森江 正男	吉原町二二二八番地一	"
	香川 忠	二九二八番地	"
	大塚 弘	碑殿町一六八番地	"
	佐柳 浩武	二二九七番地	"
監事	増田 榮作	木徳町一〇三三番地の二	"
	香川 臣徳	榎梨町八五五番地の二	"
	小野 正裕	与北町四三八番地	"

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	谷口 英夫	普通寺市大麻町二二〇六番地の二	平成一五、五、一九
	入江 正一	生野町二二〇番地	"
	萩原 忠義	二九〇二番地の三	"
	立石 泰夫	下吉田町一九七番地	"
	吉田 勝	稲木町六九五番地の二	"
	藤田 松雄	普通寺町四〇六二番地	"
	山田 哲也	一五七一番地	"
	川辺 新市	与北町二五〇九番地の二	"
	伊達 節夫	六一一番地	"
	大西 悟	木徳町五二七番地	"
	田所 弘	原田町五一五番地二	"
	山中 壽良	金蔵寺町二二九〇番地の二	"
	大西 忠義	中村町一七五一番地	"

"	大西 史万 "	弘田町九二八番地の二	"
"	香川 賢一 "	吉原町二六八八番地	"
"	森江 正男 "	" 二二二八番地一	"
"	宮下 裕 "	与北町二七九七番地一	"
監事	高田 章 "	大麻町一一六二番地の二	"
"	高木 利春 "	金蔵寺町四三三五番地二	"
"	堀井 利貞 "	中村町九八二番地二	"

香川県公告第五百十三号  
 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十五年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験日時

平成十五年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館十二階第三会議室

三 試験科目及び出題範囲

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

四 出題形式

選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題一〇問（全問必須問題）及び技術問題一七問（七問の必須問題と、一〇問から三問を選択して解答する選択問題）とする。

五 受験手続等

1 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真（縦四・五センチメートル及び横五センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

受験願書の用紙は、香川県土木部土木監理課において交付する。

2 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一 号 香川県土木部土木監理課管理グループ

3 受験願書の提出期間

平成十五年九月十六日（火曜日）から同月二十六日（金曜日）まで

郵送による場合は、必ず書留郵便にすることとし、平成十五年九月二十六日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 受験手数料

八、 円

八、 円

受験願書に香川県証紙八、 円分をはり付けること。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便による送付により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付することができる。

六 合格者の発表等

1 合格者の発表

合格者の受験番号を、平成十五年十月二十七日（月曜日）午前十時から一週間、香川県庁東館玄関前掲示板に掲示する。

2 合格証の交付

合格者に対しては、合格証を交付する。

七 その他

受験手続その他詳細については、香川県土木部土木監理課管理グループ（電話番号〇八七 八三一 三五〇四）へ照会すること。

**警察本部公告**

香川県警察本部公告第二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。  
 なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づき政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十五年八月十九日

香川県警察本部長 岩瀬 充明

- 一 調達件名及び数量 警察情報管理ネットワーク用端末 一式
- 二 調達方法 借入れ
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札決定日 平成十五年七月二十八日
- 五 落札者の氏名及び住所 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番一  
一四
- 六 落札金額 六、〇一八、六〇〇円
- 七 入札公告日 平成十五年六月三日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 郵便課四七六〇 八五七九 高松中番四一丁目一番一〇号 香川県警察本部  
警務部情報管理課 電話番号〇八七 八三三三 〇一一〇(内線一四一三三)

**監査委員公表**

香川県監査委員公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき  
又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年 8月19日

香川県監査委員	鎌田 守 恭
同	名和 基 延
同	石川 綱 治
同	広瀬 員 義

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成14年度
- 3 措置の状況

**監 査 結 果 ( 対 象 機 関 )**

**措 置 の 状 況**

指導注意事項	ア	イ
<p>県内旅費の支給について 公共交通機関の定期券による通勤手当の支給を受けている職員について、その経路に通勤定期の適用区間を含む県内出張をする場合に、通勤手当と旅費の調整がなされていないことから、誤った額の旅費が支給されており、正当額との差額分を返納させる必要がある。(教育センター)</p> <p>(イ) 私用車の利用により土庄町へ出張をした職員について、車両航送料を県費で支出したにもかかわらず、誤って船賃を含んだ旅費を支給し、また、日当についても、同乗者を含めて誤って二分の一日当を支給していることから、正当額との差額分を返納させる必要がある。(人権・同和教育課)</p>	<p>速やかに正当額との差額分を返納させた。</p>	<p>速やかに追給の手続をとった。</p>
<p>超過勤務手当の支給について (ア) 週休日の振替をする場合において、週を超過して週休日振り替えたときには、支給割合百分の二十五の超過勤務手当を支給する必要があるが、超過勤務手当を支給していないので、追給する必要がある。(東讃教育事務所)</p> <p>(イ) 週休日の振替をする場合において、新たに勤務を命ずることとなった日に勤務時間を超えて勤務したときには、支給割合百分の百二十五の超過</p>	<p>速やかに戻入及び支出の手続をとり、返納又は追給した。</p>	<p>速やかに追給の手続をとった。</p>

	<p>勤務手当を支給すべきであるが、支給率を誤って超過勤務手当を支給しており、返納又は追給する必要がある。 また、休日の代休日を超えて指定した場合は、超過勤務手当は支給されないにもかかわらず、誤って支給割合百分の二十五の超過勤務手当を支給しており、返納させる必要がある。(保健体育課)</p>	
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 諸手当の届出書類の整備について 諸手当が適正に支給されているかどうかについては、随時の確認が必要であるが、教職員の人事異動に際し、扶養手当及び住居手当の支給状況の変遷を職員ごとに記録した認定台帳を異動先に引き継いでいるもの、現況確認に有用な職員が提出した扶養親族届や住居届が引き継がれていない。これらの引継ぎを含め、届出書類の整備の方法の検討が必要である。(総務課)</p>	<p>諸手当の届出書類の整備については、適切な管理及び事実確認の方法を検討する。</p>
	<p>イ 学校敷地の管理について 一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。(高校教育課、障害児教育課)</p>	<p>県立学校の敷地については、これまで学校施設の新増改築や学校用地の取得にあわせて、可能な限りその整理に努めてきたところであり、今後とも各学校の状況に応じ、その整理を進めるとともに、計画的な解消に努める。</p>